安全計画策定等に関する認可外保育施設指導監督基準の改正について①

令和5年3月17日(金)

資料1

○ 認可外保育施設指導監督基準については、児童福祉法改正等の動きを踏まえ、令和5年1月31日付けで改正を行い、令和5年4月1日より施行することとしている。ベビーシッターに関係する改正内容は以下のとおり。

(1)安全計画の策定等

第208 回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布等に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において、保育所、地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)については、安全に関する事項についての計画(安全計画)を各施設において策定することを義務付ける旨が規定されたこと等を受け、ベビーシッターも含め、認可外保育施設についても安全計画に係る取扱について規定することとした。

(2) 自動車を運行する場合の所在確認等

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、同年10月に取りまとめられた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を踏まえ、保育所等については、自動車運行時の園児の所在確認及びブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置の装備を義務付けること(装置の装備の義務付けについては、居宅訪問型保育事業所を除く。)等が規定されたことを受け、認可外保育施設についても同様の取扱について規定することとした。なお、ベビーシッターについては、居宅訪問型保育事業所の取扱も踏まえ、装置の装備についての規定はせず、自動車運行時の園児の所在確認のみを規定することとした。



認可外保育施設指導監督基準の「第7 健康管理・安全確保」(8)安全確保を改正

安全計画策定等に関する認可外保育施設指導監督基準の改正について②

<認可外保育施設指導監督基準の改正新旧>

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

改正後

第7 健康管理·安全確保

(8) 安全確保

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、 取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する 指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項につ いての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従 い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- イ <u>職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める</u> 研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な 安全管理を図ること。
- **才** 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- 力 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動の ために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その 他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在 を確認すること。
- ‡ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- **夕** 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ケ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

第7 健康管理·安全確保

(8) 安全確保

ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

(新設)

(新設)

改正前

立 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

(新設)

- Ⅰ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- オ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- <mark>カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。</mark>

安全計画策定等に関する認可外保育施設指導監督基準の改正について③

<認可外保育施設指導監督基準の改正新旧>

改正後	改正前
 ○ 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ○ 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)を参照すること。 ○ 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて力に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行うことが望ましいこと(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない。)。 	 (新設) ○ 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)を参照すること。 (新設)
事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 が 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。	主 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。